平成29年度版（2017年4月から2018年3月まで）
五所川原市　家庭ごみ収集カレンダー

P-2 コース

市浦地区〔十三・磯松・脇元〕

P-2

ごみの分別や出し方は、「家庭ごみ分別表（保存版）」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表（保存版）」を紛失した等の場合は、環境対策課（金木・市浦は総合支所窓口）で配布いたします。

- **燃やせるごみ**（生ごみ、紙、木、布、革）
- **燃やせないごみ**（ガラス、せともの、ゴム、蛍光灯、電池等）
- **プラスチック類リサイクル**（プラスチック容器、包装フィルム、ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等）
- **資源リサイクル**（ペットボトル、びん、缶）
- **紙・金属・小型電子機器等リサイクル**（新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・雑紙、小型家電製品、携帯電話、金属類等）

平成29年4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月

※年に1度の不燃系粗大ごみの無料回収は、6月上旬から7月中旬にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

注：休み 年末年始はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
休み						

平成30年1月

日	月	火	水	木	金	土
	休み	休み	休み	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成30年2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

※平成30年度版カレンダーの発行は平成30年2月26日頃を予定しています。

平成30年3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

「お願い」
①指定ごみ袋には必ず町名・氏名（世帯主の名前をフルネーム）を記入してください。
②収集日の朝8時までに集積場所に出してください。
③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは収集しませんのでご了承ください。

お問い合わせ

五所川原市役所　民生部　環境対策課　TEL 35－2111
http://www.city.goshogawara.lg.jp

会社・商店等の事業所は、法律により自らの責任で廃棄物を処理しなければいけませんので、この「ごみ収集カレンダー」を利用して、町内にある集積所にごみを出すことはできません。